

皆さん、おはようございます。維新の会、楠村でございます。

本日は、維新の会を代表しまして、私、楠村と光本委員が総括質疑をさせていただきます。

総括質疑も4日目、最終日となっております、重複もあるかと思いますが、我々会派の思いですので、御容赦、よろしく申し上げます。先輩同僚議員にはしばらくの間、御清聴よろしく申し上げます。市長、理事者の皆様には的確な御答弁をよろしくお願いいたします。

冒頭、今月11日で東日本大震災から3年が経過しました。改めて、震災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました方々の生活が一日でも早く安心できる暮らしに戻れますよう、心よりお祈り申し上げます。

まず初めに、教育について質疑したいと思います。

今月1月26日の施政方針演説で、安倍首相は、道徳を特別の強化として位置づける、またグローバル人材を育てるため英語力強化を掲げました。私も、この安倍首相が挙げられた道徳と英語の教育は、これからの我が国の発展のためには欠かせないものだと思っています。

まず、道徳についてですが、現在は共稼ぎ世帯がふえ、所得低下による長時間労働など家族が一緒に過ごす時間がとれず、子供と接する時間も少なくなっています。子供と親の向き合う時間の減少による家庭教育の低下、また、ゲーム、パソコン、スマートフォンなど子供たちを取り巻く環境の変化により物事の善悪を教えたり、考えたりすることの減少により、道徳心を培いにくい時代になっています。

ここで伺いますが、子供たちの道徳心を高めるには何が必要と考えますか、お聞かせください。

道徳心を高めるということは大変難しく、学力向上以上に難しいことだと思います。

安倍首相は施政方針演説で、このように言っています。道徳教育のため、教員養成に力を入れていくということだそうです。

しかし、私は、優秀な教員をつくるには時間もかかりますし、教員の能力差が大変大きいと思っています。そのためにも、道徳教育に論語を活用されてはと思いますが、いかがでしょうか

西の聖書、東の論語と言われ、教養の基本書としても読まれてきた論語であります。人間論、人生論、政治論、教育論、指導者論など孔子と弟子たちのやりとりが短い文章でまとめられて大変読みやすいもの

となっています。大型書店なんかに行っても論語のコーナーが大変充実していて、たくさんいろいろな、幼稚園の子どもから見れるような絵本みたいな論語もありますし、解説が詳しく載っているやつとか、文字の大きいやつもあります。

大変充実していますので一度見ていただきたいと思いますが、一つ紹介しますと「学びて時にこれを習う、亦説ばしからずや」、これは、勉強してその学んだことを実行する、そうすれば身につく、自分のものにできれば何とうれしいかという言葉です。大変私は大好きなんですけども、尼崎の子供の教育にぜひとも活用してもらうことを要望しまして、次に移ります。

次に、英語教育についてです。

世界は急速にグローバル化しており、人、物、金、情報が世界中を行き交っています。各家庭も世界につながっている時代です。昨年9月には、東京オリンピックが2020年に開催されることが決定しました。世界からも注目される我が国ですが、日本人の英語力はアジア諸国と比べても低い現状があります。

平成25年12月には、文部科学省から英語教育改革実施計画が発表され、中学校の英語授業を英語で実施していくことや、高校では英語での発表、討論を行ったり、卒業時には英検2級や準1級の取得を目指すなど、英語力強化を進めるものです。さらには大学入試や公務員試験でも英語力強化が欠かせないものとなります。

ここで伺います。文部科学省がこの英語教育改革実施計画を発表されたことについての御見解をお聞かせください。また、本市として他都市よりも力を入れていく考えはあるのかどうか、お聞かせください。

現在、この教育過程特例校制度の指定を受けている自治体221あるんですけれども、このうち英語を実施している自治体というのが161、73%になっています。英語に取り組んでいる自治体が大変圧倒的に多いんですけれども、そこでお伺います。

英語教育をされている自治体が圧倒的に多いことについて、どのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

現在、園田東小学校で英語教育というのが1年生から授業されているんですけれども、平成21年から5年ぐらい実施されてきていますが、一定の結論が出ているんでしょうか、ほかの小学校にも広げるのでしょ

うか、お聞かせください。

本市は平成16年よりそろばんに力を入れてまいりました。以前は、画期的な取り組みで全国的にも注目をされていたかもしれませんが、現在、教育過程特例校制度でそろばんを実施しているのは本市のほか1自治体ほどであります。

今後、英語力強化というのは避けられない課題であります。尼崎の子供たちの学力は高くありません。時代におくれることは許されない状況です。

尼崎の子供たちが感受性豊かなころより異文化に触れ、将来、世界に目を向け、コミュニケーション力を身につけ、物おじせず意見できるグローバル人材となるよう小学校低学年から英語教育を実施されることを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、学習費助成制度について質疑いたします。

かつて日本は1億総中流と評され、多くの人々が自分は中流階級だという意識を持っていました。しかし近年、非正規雇用の増加に伴い、所得格差が拡大しており、格差社会が問題視されています。

所得格差により各家庭の子供に使える教育費の差が教育の機会の不平等を生み出しています。生まれ育った環境の違いでその子供が受けられる教育に格差が生まれる、教育格差によって学力格差、所得格差につながる負の連鎖を生み出します。この連鎖が階層の固定化になります。この階層の固定化が問題なのは、親世代での所得格差が子供に引き継がれるということです。貧困な家庭に生まれた人は、また貧困になり、それが連鎖していきます。

そこでお伺いします。尼崎市は低所得家庭が多い地域ですが、教育機会の不平等により他の地域と比べ学力が低いことに関係していると考えていますか、お聞かせください。

大阪市では昨年の12月から家庭の経済状況に子供の学習環境が左右されることなく、子供たちが学力や才能を伸ばして成長できるよう、また子育て世代の経済的負担を軽減するために、学習塾や文化スポーツ教室に使用できるクーポンを支給する制度、大阪市塾代助成事業を実施しています。この制度は、低所得世帯の中学生にも学ぶ機会を平等にしたいと生活保護や就学援助を受ける家庭の中学生を対象に、月1万円を助成する制度となっています。

本市には現在、生活保護及び就学援助を受けている家庭の中学生が

3,237人います。この低所得家庭の中学生が学習塾などに使える学習費助成制度をつくっていただき、貧困での教育機会への不平等を少しでもなくしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

貧困な家庭に生まれた子供が貧困ゆえに十分な教育を受けられないという状況は改善すべきです。学習費助成制度をつくっていただき、尼崎の子供の全てが同じ土俵に上がれ、均等にチャンスが与えられるように強く要望したいと思います。

次に、南海トラフ巨大地震について質疑いたします。

当時は連日テレビで東北のまちが映し出され、真っ黒な津波が押し寄せる映像を目にしました。テレビ越しにでも津波の恐ろしさが伝わってきました。

しかし、これは決して他人事ではありません。この関西におきましても南海トラフ地震が今後30年で70%の確率で発生すると言われており、一たび地震が発生したならば、テレビで見たような津波が押し寄せてきます。尼崎は3分の2以上が海拔3メートル以下の平坦な地域であることから、津波が押し寄せたならばその被害ははかり知れないものとなります。

昨年の12月に兵庫県が発表した南海トラフ巨大地震津波想定では、尼崎の最高津波水位は4メートル、浸水箇所は市域全体の19.5%、981ヘクタールにも上ります。津波浸水想定図によりますと、本市南東部で浸水箇所が広がっています。浸水30センチで歩行困難になり、1メートルでほとんどの方が死亡すると言われていています。本市南東部には浸水30センチ以上の場所や1メートル以上の場所が広範囲に広がっています。

津波には浸水域外に出る水平避難と、安全な場所まで非難する時間がない場合に近隣ビルなど近くて高い場所に逃げる垂直避難があります。神戸市では、地域ごとに水平避難や垂直避難など避難計画を決めていくようですが、尼崎でも高齢者が多い地域や高い建物がある地域では最初から垂直避難ということも考えられるのか、本市ではどのような避難方法が適切だと考えていますか、お聞かせください。

本市の特性を考えて、ベストな避難方法をお示しいただきたいと思っています。また、しっかり市民に周知してもらうようお願いをしておきたいと思っています。

現在、市内には障害者や高齢者など自力で避難困難な災害時要援護

者が平成 25 年 1 月現在、8 万 3,152 人おられます。県から津波浸水想定図が出され、市域のどの区域が浸水するか具体的にわかるようになりました。その浸水区域にどれだけの災害時要援護者がいるか、把握できるようになったと思いますが、これらの要援護者に対する支援をどのようにするか、お聞かせください。

12 月に県からこのような想定図、色分けされた分、30 センチ以上浸水箇所はどこだと、1 メートル以上はどこだというしっかり色分けされてわかりやすいものが出てくるわけですが、この中に本当に自力で逃げられない方、障害者だとか高齢者、痴呆の方もそうでしょうし、逃げられない方が何人いるのか、このエリアで、もう浸水することが想定されていますから、ここに 100 人なのか 1,000 人なのかでその援護体制も変わってくると思います。ですから、このエリアに何人いるのか、そういった方が、それをできるだけ早く出していただいて、今後の援護活動に生かしていただきたい、そのように要望しておきます。

先日の予算特別委員会分科会で質問させていただきました備蓄についてお話ししたいと思います。

現在、本市では防災センターと北部防災センターに食料 4 万 5,000 とそれぞれに飲用水兼用の 100 トン水槽があります。また、市内学校 6 カ所に毛布 6,600 枚、トイレ 12 台、アルファ米 3 万食が備蓄されているとお聞きしました。このことは、いいことだと思いますが、津波の危険性の高い南部地域の大型避難施設には現在備蓄されていないと聞いています。

コーナン杭瀬店屋上駐車場 4,950 人収容、アマドゥオートボックス屋上駐車場 1 万 7,500 人収容、コーナン尼崎道意町店屋上駐車場 7,600 人収容、尼崎競艇場メインスタンド 5,800 人収容などです。これら避難所は災害になれば乳児、幼児から高齢者まで多くの方々が避難されることが予想されます。食料、水、毛布など備蓄していただけるようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

確かに、南部の大型避難場所というのは一時避難場所だということではあります。しかし、自然災害というのは予期せぬことも起こりますし、どれだけ津波が押し寄せて、どれぐらいで引くのか、建物とかその問題もありますし、どんなふうになるか想定外も想定をしなければいけないというふうに思います。

南部地域は津波避難も想定されておりまして、そして本庁舎も備蓄

されていないと、現在、聞いております。ここは、災害になれば災害本部になる場所です。しっかりと私はやっぱり備蓄するべきじゃないかというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、生活保護について質疑いたします。

生活保護の受給者数は戦後の混乱期、200万人を超えていましたが、経済成長に伴って次第に減少しました。95年には88万人と過去最少を記録しました。その後は、景気悪化の影響などで増加に転じ、2008年のリーマンショック以降はさらに急増しており、2011年には200万人を超え、昨年2013年には過去最多の215万人に達しています。

生活保護費も国、地方を合わせると4兆円近くになっています。政府は、財政負担が重いため、物価下落を理由に昨年から2015年にかけて、3段階で生活保護費引き下げを行います。昨年度で150億円、3年間でトータル670億円の削減となります。

本市におきましても雇用情勢の悪化や高齢化によって生活保護費は増加しています。平成26年予算では、生活扶助費は338億円となっています。高齢者、母子家庭、障害者の方が生活保護受給者には多いのですが、近年では若い方が生活保護に陥るケースも多く、リーマンショック以降、若年者の受給者が増加しています。

ここで伺います。特に若年者の方の自立支援が重要だと考えますが、どのような自立支援策を行っていますか。また、昨年、何の方が自立され、受給停止されたのでしょうか、お聞かせください。

一人でも多くの方が自立されるよう、粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

そして、生活保護の不正受給が問題になっています。医療扶助を悪用した不正受給が各地で見つかっています。大阪などでは多くの医療機関を受診して大量の向精神薬を入手した受給者がインターネットで薬を転売したり、奈良の病院が架空の治療や不必要な手術で診療報酬を不正受給した事件も制度を悪用したものです。

受給者の医療費は自治体が直接払うので、確実に受け取ることができ、頻繁に受診があれば利益につながるので受給者をターゲットにしている医療機関がふえているとも言われています。

ここで伺います。不正受給を防ぐため、本市ではどのような不正受給防止対策をされていますか。

生活保護の不正受給は全体の0.4%ほどと言われており、それほど多くはありませんが、一方では生活保護をされるべき人が保護されず自殺や餓死をしてしまうケースもあり、捕捉率の問題もあります。

大阪市では、平成24年4月から市内全区で不正受給に対する調査専任チームを設置して積極的な取り組みをしています。本市におきましてもさらなる取り組みをお願いしたいと思います。

生活保護受給者はふえています。若年者に対する自立支援や不正受給などケースワーカーに課せられた責任は重くなっています。社会福祉法では、ケースワーカー1人の標準受け持ち世帯を80世帯としています。平成25年12月、本市ケースワーカーの方1人当たり133世帯を担当しているそうですが、これで自立支援などしっかりと職務をこなすには厳しいと考えられますが、ケースワーカーの方の負担軽減のため、何か工夫をされているのでしょうか、あればお聞かせください。

来年度数名の方をふやされると聞いておりますが、さらなる職務環境向上に取り組んでいただきたいと思います。

本市では、社会的な居場所づくり支援事業の中に学習支援事業というものがあり、学業や進学が十分に用意されない生活保護受給世帯の子供に対して、わからない部分やつまづいている部分をサポートする補助学習の支援事業があります。生活保護世帯の小学校4年生から中学校3年生を対象に、大学生のボランティアが学習指導などを実施しています。

そこで、お伺いします。この事業の評価をお聞かせください。

平成24年には中学3年生18名全員が高校に進学されたと聞いています。大変すばらしい事業だと私は思います。現在はJR尼崎と阪神尼崎周辺の市内2カ所で平日放課後16時から19時の3時間と、土曜日の9時から12時の3時間、週2回実施をしています。現在、本市の教育扶助を受けている小学校4年生から中学校3年生の人数は、平成25年7月時点で1,001人で、うち学習支援事業、今言われていたんですが、40名の方が行かれているそうです。今後、事業を拡充して実施場所や実施日をふやされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

階層の固定化は大きな問題であります。親が貧困なら子供も貧困を引き継ぐというものです。負の連鎖は断ち切らなければなりません。

この生活保護受給世帯の子供たちの学習意欲を高めるためにも、せ

ひとも事業拡充をお願いしたいと思います。

生活保護制度は、人々の命や暮らしを守る最後のセーフティネットであり、本当に苦しむ人にしわ寄せが行ってはならないものであります。

昨年12月には、生活保護法改正とともに、生活困窮者自立支援法が成立しました。本市におかれましては、生活保護に陥りそうな方には、その手前でサポートし、自立される方には、後押しをし、不正受給には厳しく取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間の関係で、高齢者見守り安心事業なんですけども、要望だけ言っておきたいと思います。

昨年の10月から日本郵便は郵便、貯金、保険に次ぐ第4の事業として高齢者見守りサービスを開始しています。このサービスは、基本料金月額1,000円を払って、そして担当職員が月1回高齢者宅を訪問し、遠方の家族に報告するといったものです。現在は、北海道、山梨、岡山など6県、103局で実施されています。

このように民間にも広がっていくとは思われますが、まだまだ時間もかかります。本市におかれても、一日でも早くスピード感を持って市内全域の見守りを実施できるように、強く要望いたしまして次の質問に移りたいと思います。

次に、市民マナー条例について質疑いたします。

9月定例会、12月定例会で一般質問をさせていただきました。市民マナー条例について再度質疑いたします。

御承知のとおり、近隣自治体の西宮、芦屋、宝塚など市民マナー条例を制定しています。昨年の7月に芦屋市が市民2,000人を対象にしたアンケートを実施しました。

この結果によると、市民マナー条例を知っているかという質問には、聞いたことはあるし、内容も知っている、聞いたことがあるとの回答が86%、喫煙禁止区域での喫煙には罰則、過料2,000円が課せられることを知っているかという質問には、知っているとの回答が71.1%ありました。

この結果からも多くの方に周知できており、条例制定すればそれなりの効果が期待できると思われれます。

本市が、平成23年にまちづくりに関する市民意識アンケートで、今後10年間で重点的に取り組むべき分野を聞いたところ、安全・安心な暮らしが56.3%で1位でした。2位は地域福祉や福祉サービス33%、3位が医療や保険サービス31.3%、4位が学校教育26.7%となってお



り、この結果からも安全・安心な暮らしが大変重要であることがわかります。

ここで伺います。この安全・安心な暮らしが1位になったことに対しての所見をお聞かせください。

本市は、まちの設計図とも言うべき、尼崎市総合計画を25年に策定しました。この総合計画は、4つのありたいまちをつくっていくことを目指しています。

そのうち、3つのありたいまちをつくるため、尼崎市は総合計画に、このように明記しています。

「快適に、安心して、住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます」

しかし、現実にはまちを歩けば、たばこのポイ捨てによって吸殻があふれ、住宅街では犬のふんによって住民は悩まされ、コンビニの駐車場では深夜大きな声での会話で悩まされ、公園や河川敷では夏になると毎晩夜中にロケット花火や爆竹花火の騒音で眠れない市民生活を送っています。これでは快適に安心して住み続けることはできませんし、魅力ある住環境とも言えません。

ありたいまち実現のためにも尼崎市市民マナー条例制定をしていただきたいと思います。御答弁お願いします。

最近では、歩きスマホによって自転車との衝突や、線路内で転落事件も多くあります。幼児にぶつかってけがをさせることもあります。また、歩きたばこや自転車に乗りながらのたばこも大変危険です。

そして、本市は間もなく市政100周年を迎えようとしています。尼崎をきれいなまちにする、快適な市民生活を守るという強いメッセージを、条例制定はどんな式典よりも価値があり、これからの次の200年に向け、ありたいまち実現のための第一歩であります。

ぜひとも平成28年、100周年までに条例制定をされますことを強く要望したいと思います。

次に高等学校の通学区域再編についてですけども、時間の関係で3問飛ばしまして、最終1問とさせていただきます。

今後は、学校間競争により、人気校、不人気校ができ、学校間格差が広がります。高校がよければ校長がいい、悪ければ校長が悪いということが顕著にあらわれてきます。校長先生の責任は大きくなります。責任が大きくなれば、その分、裁量権、権限も大きくする必要があります。

と思います。

ここで伺います。今後学校間競争により、校長先生のトップとして役割を拡大し、今まで以上に責任も重くなります。校長先生のリーダーシップを発揮してもらうため、どうすべきかを考えておられますか。

今回の学区再編は、兵庫県では昭和 39 年以来 50 年ぶりの大きな見直しです。大きな変化はチャンスであります。ぜひともこの機に尼崎の学校をよくすべく、御尽力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。